

研究レポート

No.157 March 2003

退職金(退職一時金・企業年金)に関する税制の見直し
- 公的年金の財源として

公共コンサルティング事業部
シニアコンサルタント 柏木 恵

富士通総研(FRI)経済研究所

退職金（退職一時金・企業年金）に関する税制の見直し—公的年金の財源として—

公共コンサルティング事業部
シニアコンサルタント 柏木 恵

(要旨)

1. 本稿の目的は、整合性のとれていない退職金（退職一時金・企業年金）に関する税制をわが国の年金税制の方式である拠出時・運用時非課税、給付時課税に統合し、それによって得られる税額を試算し、その算出された税額を公的年金の基礎部分の財源として提案することである。
2. 近年における年金に関する議論は、公的年金の財政破綻の懸念や世代間の不平等などから、①給付額の引き下げ、②保険料引き上げ、③消費税の目的税化などが主流である。しかし、筆者は現行制度の見直しで公的年金財源の確保ができるのではないかと考える。年金税制、なかでも退職金に関する税制、つまり退職一時金と企業年金に対する税制のあり方について見直しすることで公的年金の財源が確保できると考える。なぜなら退職金に関する現行税制の歪みを是正し、統合することによって得られる税金を公的年金における基礎部分の財源に充当できれば、保険料や税負担の引き上げや給付額の引き下げをある程度遅らせることができるからである。また自らの税金が自らの年金財源となるため、子や孫といった世代間の負担も軽減されると考える。
3. 本稿において、退職金に関する税制の持つ特殊性と問題点を明らかにした。そしてわが国の年金税制の方式である拠出時・運用時非課税、給付時課税に立ち戻り、退職金に関する税制の制度間格差をなくし、統合することを提案する。
4. 各論としては、拠出時非課税実現のために、適格年金と個人年金の所得控除を現在の生命保険料控除から社会保険料控除に変更することを提案する。運用時非課税実現のために、特別法人税を廃止することを提案する。給付時課税実現のために、租税優遇措置である公的年金等控除額と退職所得控除額の廃止もしくは縮小を提案する。
5. その提案をふまえ、公的年金等控除額と退職所得控除額の廃止もしくは縮小によって生じる税収増を試算した。廃止の場合、試算額は1兆4,554億円となった。これは公的年金財源に対する国庫負担金の割合が現状の1/3から1/2に変わる場合に厚生労働省が試算した1999年度時点2.2兆円の負担増のうち66%をこの試算額でまかなうことができる結果となった。さらに2025年度では3.7兆円の負担増になると予測され、約40%をまかなうことができる計算となった。平成13年度消費税額（国税）で計算すると、1999年度の2.2兆円の負担増は1.075%の消費税アップに相当し、2025年度の3.7兆円の負担増は1.808%の消費税アップに相当する。
6. さらに拠出時非課税を実現するために適格年金の所得控除を社会保険料控除に移行し

た場合の税収減も試算した。移行した場合は 4,179 億 2,729 万円の税収減となる。これを税収増の 1 兆 4,554 億円に加えると 1 兆 0,375 億円の税収増となった。公的年金財源に対する国庫負担金の割合が現状の 1/3 から 1/2 に変わったと仮定した場合、1999 年度時点では 2.2 兆円の負担増となり、このうち約 47% をこの試算額でまかなうことができる結果となった。さらに 2025 年度では 3.7 兆円の負担増になると予測され、約 28% をまかなうことができる計算となった。

7. これらを勘案すると、この試算額は公的年金の基礎部分の財源になりうるとして税制の見直しを提案する。

目次

はじめに	1
第1章 退職金に関する税制の位置付けと問題	3
(1) 退職金・企業年金の特徴	3
(2) 退職金・企業年金の概念	4
(3) 退職金・企業年金と公的年金との位置付け	5
(4) 年金税制・退職金に関する税制の問題点	6
第2章 退職金に関する税制の見直し	11
(1) 有識者の見直しの視点	11
(2) 拠出段階—保険料控除の変遷と見直し	12
(3) 運用段階—特別法人税の問題点と見直し	13
(4) 給付段階—退職所得控除額の変遷と見直し	14
(5) 給付段階—公的年金等控除額の変遷と見直し	17
第3章 税制の見直しによる税収増試算—公的年金の基礎財源に—	19
(1) 全額社会保険控除額、退職所得控除額と公的年金等控除額の試算設定	19
(2) 計算結果と基礎年金財源への提案	20
おわりに	24
参考文献	24

はじめに

本稿の目的は、整合性のとれていない退職金（退職一時金・企業年金）に関する税制をわが国の年金税制の方式である拠出時・運用時非課税、給付時課税¹に統合し、それによって得られる税額を試算し、その算出された税額を公的年金の基礎部分の財源として提案することである²。

近年における年金に関する議論は、公的年金の財政破綻の懸念や世代間の不平等などから、①給付額の引き下げ、②保険料引き上げ、③消費税の目的税化などが主流である³。しかし、筆者は現行制度の見直しで公的年金財源の確保ができるのではないかと考える。年金税制、なかでも退職金に関する税制、つまり退職一時金と企業年金に対する税制のあり方について見直しすることで公的年金の財源が確保できると考える。

なぜなら、わが国における年金税制は拠出時・運用時非課税、給付時課税の方式をとっているにもかかわらず、退職所得控除額や公的年金等控除額などの控除によって、方式に反して給付時非課税になるケースが多いことに疑問を抱いているからである。そして、このような退職金に関する現行税制の歪みを是正することによって得られる税金を公的年金における基礎部分の財源の一部に充てることができれば、保険料や税負担の引き上げや給付額の引き下げをある程度遅らせることができると考えるからである。

経済の長期低迷により、わが国における退職金制度のあり方に変化が起きている。今までは確定給付年金のみであったが、退職金の運用危機、雇用の流動化⁴、金融市場への影響に対する期待から、2001年10月に確定拠出年金法（日本版401k）が制定され、確定拠出年金の導入を検討する企業も増えている⁵。一方、2002年4月に確定給付企業年金法も制定され、適格退職年金制度は廃止、代わりに確定給付企業年金の「規約型」と「基金型」

¹ わが国の公的年金税制は拠出時・運用時非課税、給付時課税をとっている（7頁表3、11頁表4参照）。わが国は国民皆年金であり、公的年金が中心となるため、本稿においては拠出時・運用時非課税、給付時課税を原則方式とする。

² 本稿では年金税制を退職金に関する税制＋公的年金税制＋個人年金税制と定義する。退職金に関する税制は退職一時金と企業年金を指す。本稿は退職金に関する税制に視点を置くので、公的年金税制のうち国民年金と個人年金税制のうち国民年金基金に関しては議論しない。

³ 年金に関する議論は5年ごとに行われる年金改革の際にもっとも集中する。今回は2004年である。それに向けて厚生労働省は2002年12月5日に年金制度改革のたたき台をまとめた。主な内容は保険料の上限を法律で決め、その範囲内で給付額を調整するという方式の導入である（日本経済新聞 2002年12月5日付け夕刊）。それに対し、小泉首相は2002年12月25日に2004年の年金制度改革をふまえて、消費税論議は欠かせないとの考えを示した（朝日新聞 2002年12月26日付け朝刊）。前回1999年では公的年金の財政破綻が懸念され、厚生省が1997年に提案した「5つの選択肢」（厚生省年金局（1998）167頁）を土台にして、多くの学者が議論した。主な議論は①保険料引き上げと給付額の引き下げ、②税負担の増加、③物価・賃金スライドと65歳支給、④民営化、⑤積立方式か賦課方式か、⑥保険料方式か税方式かなどである。多くの有識者の文献は、経済企画庁（1999）；藤田（1996）；高山（1998a）；八田・小口（1999）；井堀（1998）；田近（1998）；八代・小塩（1998）；小塩（1998）；堀（1997）；牛丸（1996）など。

⁴ 労働経済論の面から、退職金が労働市場の流動化を妨げているとの指摘がある。詳しくは大竹（1998）；大竹（1999）39-49頁。

⁵ 確定拠出年金の導入に取り組んでいる企業は、㈱日立製作所、㈱すかいらーく、日本オラクル㈱など。詳細については、ライフデザイン研究所（2002）38-43頁。

が施行されることになった。このような流れの中、退職金制度の廃止・縮小のほか、ポイント制や給与に上乗せする方式を採用している企業も現れている⁶。

そして上記の流れから、会計においても、従来の企業会計では、退職一時金も企業年金もどちらも本来の姿が財務諸表に記載されない⁷ことから、企業の実体を把握できないことが問題視され、国際会計基準の考え方を踏襲した退職給付会計が2002年4月より導入された。これによって会計上、今まで別に扱われていた退職一時金、企業年金が退職金として1つに扱われるようになった。

このように退職金に関して制度面、会計面の改革が行われており、税制面においても、同様に改革が行なわれる時期が来たと筆者は考える。

方式に反して給付時非課税となるケースは退職所得控除額、公的年金等控除額などの控除によるものである。これは高齢者が一般的に経済的弱者であるとみなしていることに根拠づけられている。しかし、社会情勢も変化し、生活のあり方も変化した。近年の研究では、高齢者が資産の面ではかなり豊かであるという実証結果が得られており⁸、また生活意識⁹、所得¹⁰や課税最低限の比較¹¹からも必ずしも高齢者が経済的弱者であるとは断定できない。このようにみれば、給付時非課税の根拠とはなりえないことを示している。

ならば、退職金を拠出時・運用時非課税、給付時課税の方式どおり、課税することが本来の姿であると筆者は考える。そして、見直しによって得られた税額は公的年金（基礎年金）の財源として目的税化することも一策なのではないかと考える。そうすれば、税制の歪みをなくすだけでなく、自分の納めた税金が自らの年金財源となり、現在問題視されて

⁶ 退職金を廃止した企業はスミダコーポレーション(株)、ポイント制退職金を採用している企業は(株)東芝、(株)日立製作所、藤沢薬品工業(株)などである。詳細については、労務行政研究所（2001）313-333頁。新入社員を対象に退職金部分の金額を通常の給与に上乗せする方式を選択制として採用している代表的な企業は、松下電器産業（株）である。詳細については、ライフデザイン研究所（1999）82-83頁。

⁷ 企業会計でいう退職一時金は退職金相当額を内部留保（退職給与引当金計上）している場合を表し、企業年金は退職金相当額を外部拠出（退職金掛金支払）している場合を表すため、税制上の退職一時金と企業年金とは定義が異なる。

⁸ 実証分析については、高山編（1992a）。労働経済学の分野でも清家・山田「Pension Richの条件」で分析している。八田・八代編著（1998）第4章99-125頁。高齢者世帯の貯蓄状況について「貯蓄動向調査」（平成12年）でみると、世帯主の年齢が65歳以上の高齢者世帯1世帯平均の貯蓄現在高は、2,739万4千円となり、全世帯平均貯蓄現在高の1,781万2千円の約1.5倍となっている。総務省ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/chochiku/2000/zuhyou/a01000.xls>。

<http://www.stat.go.jp/data/chochiku/2000/zuhyou/a45000.xls>。

⁹ 厚生労働省「平成13年国民生活基礎調査」によれば、世帯別生活意識については、高齢者世帯では生活が「大変苦しい」15.9%、「やや苦しい」28.4%、「普通」50.0%に対し、全世帯では生活が「大変苦しい」20.2%、「やや苦しい」31.2%、「普通」43.7%という割合となった。厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa01/2-5.html>。

¹⁰ 厚生労働省「平成13年国民生活基礎調査」によれば、高齢者世帯の世帯人員1人当たり平均所得金額は193.5万円に対し、30-39歳世帯の世帯人員1人当たり平均所得金額は173.4万円となっている。厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa01/2-3.html>。

¹¹ 現在の所得税制では、公的年金受給者の課税最低限（受給者の年齢が65歳以上で夫婦世帯の場合）は約334万円で、夫婦2人の標準的サラリーマン世帯の課税最低限は約382万円である。田中編（1999）64および84頁。課税最低限は各種控除により所得金額が一定額以下の人には税金がかからないことを表す。最低生活費非課税の原則から導き出されている。課税最低限の議論については、Richard Goode（1964）塩崎潤訳（1976）234-236頁。また、日本租税理論学会編（1994）にも詳しく書かれている。

いる子や孫への世代間の負担も軽減されるからである。

したがって、本稿では、退職金のおかれている現状をふまえた上で、年金税制の方式である拠出時・運用時非課税、給付時課税に則し、退職金に関する税制の見直しについて考察する。そして見直しによって得られる税額を試算し、公的年金の基礎部分の財源とすることを提案する。

構成は以下のとおりにする。第1章では、退職金の概念を考察し、わが国の年金税制の現状と問題点を概観する。第2章では、拠出・運用・給付の各段階における税制の見直しを検討する。第3章では、退職所得控除額と公的年金等控除額の廃止による税収増と適格年金の拠出時の生命保険料控除から社会保険料控除への移行による税収減を試算する。そして税収増分を公的年金の基礎年金部分の財源とすることを提案する。おわりにでは、本稿のまとめと今後の課題を述べる。

第1章 退職金に関する税制の位置付けと問題点

この章では、退職金に関する税制を整理するために、まずは退職金・企業年金の概念と公的年金等も含めた年金税制での位置付けを把握し、それをふまえた上で、現状の年金税制の問題点を検討する。

(1) 退職金・企業年金の特徴

ここでは退職金・企業年金の特徴を考察する。

退職金は退職一時金か企業年金の選択ができる企業がほとんどである（表1、2参照）。

表1 一時金選択の有無 (単位：%)

	厚生年金基金		適格年金	
	一時金選択できる	一時金選択できない	一時金選択できる	一時金選択できない
企業規模計	83.4	16.6	96.1	3.9
30～99人	84.9	15.1	95.7	4.3
100～299人	79.7	20.3	96.4	3.6
300～999人	79.3	20.7	96.8	3.2
1,000人以上	90.6	9.4	96.6	3.4

出所：労働大臣官房政策調査部編（1999）24頁。

表2 一時金選択率の推移

年度	昭和61	昭和62	昭和63	平成1	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9
	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
選択率	43.7	39.8	40	39	42.2	43.8	43.6	42.7	41	38.8	39.6	40.1

出所：厚生省年金局編（1999）71頁。

このことから分かるように、受給形態が一時金であろうと年金であろうと原資は同じである。企業年金といっても、一時金選択のニーズはバブル前も後も変化は見られない。これ

からも同じような傾向が考えられる。受給形態の選択は個人の生活に合わせた有効な手段といえる。したがってこのメリットは残し、その選択の後、納税によって起こる歪みを是正することを筆者は検討する。

(2) 退職金・企業年金の概念

ここでは退職金に関する税制を複雑にしている根本的原因である退職金・企業年金の概念を考察する¹²。

退職金は戦前から存在し、その根拠として「恩恵説」、「労務管理説」、「給料後払い説」、「補償説」、「贈与説」、「慣習説」、「特別給与説」などの諸説が挙げられる。発生史的には、事業主からの恩恵ないしは永年勤続に対する報謝の考えに立っており、経営者側は一貫してこの主張を守ってきた。戦後は、退職金が労使間で交渉されるようになると、退職金は労働者の当然の権利であり、在職中の労働対価の一部が据え置かれて退職時に支払われる後払い賃金であると主張した。これ以外にも、福利給与、社会的義務など、さまざまな説が述べられてきたが、代表的な概念は、企業への貢献度に対する「功労報償説」、在職中の勤務に対する「賃金後払い説」、退職後の「生活保障説」の3つが挙げられる。以下ではこの3説について考察する。

①功労報償説

退職金・企業年金の発生史的な経緯からみて、労働者の勤続や企業への貢献度、あるいは在職中の職責の軽重などに対する報償として支払われるものと考えられる。経営者の一方的な決定によって従業員に利潤の一部を支給する恩恵的な給付ないし贈与とする見解であって、かつてアメリカで「人間減価償却説」と呼ばれたものにあたる。退職金の支給率が勤続に応じて累進的であること、また、退職事由が定年か自己都合かによって退職金の額が異なることや特別に功績のあった者に普通の額以外の功労加算を支給されることも、この主張の論拠となっている。

②賃金後払い説

退職金・企業年金は、労働者が資本家に与えた剰余価値の中から支払われるもので、労働者はそれを当然受ける権利があると考えられる。労働の対価のうち毎月の賃金で支払われなかった部分が留保され、退職時に一括して支払われるものという考えである。

③生活保障説

本来国家が国民の生活を保障し、老後も安心して送れるようにすることが望ましいが現実的には不可能であるから、企業が退職金・企業年金を支給して、その生活を保障すべ

¹² ここでの議論については、平野（1992）7-25頁；山崎（1988）1-3頁；小林（1970）12-17頁；村上（1978）27-29頁。

きであるという考えである。

もともとこの3つの説は、互いに相容れない主張ではなく、3つの側面から見ているといえる。経営者は退職金・企業年金の水準や事由別の支給率が経営者側の裁量に委ねられるように、功勞報償という支払基準を掲げている。労働組合は、労働提供の事実に基づくことから、後払い賃金という発生の源泉を指摘し、受給権利を主張する。生活保障は退職金・企業年金が現実に果たしている給付機能である。これらの主張により、現実的には退職金の額に関心が向けられている状況といえる。

さらに、企業にとっての退職金・企業年金は所得保障であるとともに、個別企業の雇用管理の一環という側面をもっている。企業は従業員の士気の高揚を通じて生産性の向上を図り、長期勤続を奨励し、優秀な人材を確保するねらいで、採用してきたといえる。このため在職中の給与の反映、長期勤続者に対する優遇措置などが企業年金等の制度に盛り込まれている。また円滑の退職を促すことも目的といえる。

一方で、退職金を廃止する方向性が見られる。退職金部分を含んで計算する年俸制を採用する企業が増えている。企業によっては新入社員に対し、退職金制度分の金額を通常の給与に上乘せする方式を選択できるようにしている。これは「賃金後払い説」から発生していると言える。この場合、「生活保障説」の意味合いは自助努力に委ねることになる。

(3) 退職金・企業年金と公的年金との位置付け

現在の日本の年金制度¹³は、細分化された構造になっている(図2参照)。まず被保険者は第1号から第3号と分けられ、第2号も2つに大別できるので、全体で4通りに分類されている。そして制度は3階建ての構造となっている。1階部分は国民年金と呼ばれる基礎年金部分で、2階部分は厚生年金保険と共済年金の2つが存在する。いわゆる公的年金はこの1, 2階部分のことを指す。3階部分は私的年金と呼ばれる部分で、企業年金・個人年金である。企業年金は厚生年金基金、適格年金、公務員等の職域相当部分である。個

図2 年金制度の体系

3階部分	付加年金・国民年金基金		厚生年金基金 適格年金 拠出型企業年金	職域相当部分 拠出型企業年金
2階部分			厚生年金保険	共済年金制度
1階部分	基礎年金 (国民年金)			
被保険者	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第2号被保険者
	自営業者・学生等	第2号被保険者の被扶養配偶者	民間サラリーマン	公務員等

出所：経済企画庁(1999) 28頁。

人年金は付加年金・国民年金基金で、このほかに民間企業が運営する年金も含まれる。3階部分の多くの制度が体系を複雑にし、理解しにくくしていると言える。さらに、これらの制度はそれぞれ税制上の取り扱いも異なるので、その結果、年金税制が複雑になっている。このような年金税制が複雑となった理由としてはさまざまな制度が独立し、発展したので整合性がとれていないと考えられる。それを裏付けるために歴史的背景などをみる必要があるが、それぞれの税制の変遷については、第2章で述べる。

(4) 年金税制・退職金に関する税制の問題点

現在の年金税制は表3のとおりである。これらを見て明らかなように、非常に複雑な税制となっている。年金税制の特徴は、①年金形態が拠出・運用・給付の3段階になっているため課税も3段階に分かれて考えられていること、②制度ごとに課税方法が異なること、③拠出段階において事業主と従業員双方が拠出を行う場合があることなどが挙げられる。

①については、年金は拠出から給付まで40年もの期間があるため拠出・運用・給付の3段階に分けて課税を考えることが通常となっている。それをふまえるとわが国の年金税制の方式は拠出時・運用時非課税、給付時課税となっている。租税理論には包括的所得税と支出税がある。包括的所得税の理論においては、拠出段階では所得控除せず、運用段階では収益に課税、そして給付時で非課税となる。一方支出税の理論においては、拠出時は貯蓄として課税ベースから控除し、運用時は非課税、給付時は課税となる。わが国は所得税中心なので本来は包括的所得税に近づけていくべきではあるが、実際には支出税よりとなっている。

実行可能性からみて運用時の収益を個人ベースで課税し、それを40年もの運用期間に行うのは難しい。給付時は個人に直接給付されるため課税しやすい。したがって実行可能性の面からは拠出時・運用時非課税、給付時課税がよいと考えられる。

また包括的所得税の理論では拠出時の所得控除はなく、運用段階でも課税となる。それが現行では40年もの課税の繰延べが行われていると解釈できる。

したがって本稿では課税の繰延べとなる拠出時・運用時非課税、給付時課税を支持する。しかし制度によって課税方法が異なるのは不公平なので、どの制度も拠出時・運用時非課税、給付時課税で統一する必要があると考える。

②の制度ごとに課税方法が異なることは、制度がさまざまな目的により発展したため、それを勘案して課税方法が決定されたことに由来すると考えられる。したがって本稿では、退職金に焦点をあて年金税制を整理した(次々頁図3参照)。

このように年金税制を公的年金(厚生年金)、退職金(退職一時金・企業年金、確定拠出年金(企業型))、個人年金(個人年金、確定拠出年金(個人型))をふまえて、現在の拠出時・運用時非課税、給付時課税の方式に照らし合わせながら、年金税制・退職金に関する税制の問題点を考察する。

¹³ 年金史については、櫻原(1992)26-61頁がわかりやすい。

表3 年金税制一覧

公的年金	国民年金 厚生年金保険 共済年金	企業年金	確定給付 企業年金	退職給付 年金	退職給与引当金制度 (自社年金・退職一時金)	中小企業 退職金共済	確定拠出 年金	国民年金基金	個人年金	貯蓄型	課税	給付時	
												運用時	年金(分割払い) 一時金(一時払い)
			<事業主拠出> 全額損金(必要経費) 算入 <従業員拠出> 社会保険料控除(全額控除) <事業主拠出> 全額損金(必要経費) 算入 <従業員拠出> 社会保険料控除(全額控除)	積立金のうち代行部分の2.84倍 ^{注2} を超える部分について1.173%の特別法人税課税 ^{注3} (超えない場合は非課税)	雑所得として課税(公的年金等控除) 傷害年金、遺族年金は非課税	一時金(一時払い)							
			<事業主拠出> 全額損金(必要経費) 算入 <従業員拠出> 社会保険料控除(全額控除)	積立金のうち従業員拠出分を除いた部分について1.173%の特別法人税課税 ^{注3}	雑所得として課税(公的年金等控除) 傷害年金 ^{注4} 、遺族年金 ^{注4} は非課税	退職所得として課税 死亡一時金、傷害年金 ^{注4} は非課税							
			<事業主拠出> 全額損金(必要経費) 算入 <従業員拠出> 社会保険料控除(年5万円限度)	<通常> 積立金のうち従業員拠出分を除いた部分について1.173%の特別法人税課税 ^{注3} <特例適格退職年金> 代行相当部分の1.84倍 ^{注2} を超える部分について1.173%の特別法人税課税 ^{注3}	雑所得として課税(公的年金等控除) 遺族年金には相続税課税	従業員拠出相当分を除き雑所得として課税							
			<事業主拠出> 全額損金(必要経費) 算入 <従業員拠出> 社会保険料控除(年5万円限度)	課税	雑所得として課税(公的年金等控除)	従業員拠出相当分を除き雑所得として課税							
			累積限度額(期末要支給額の20%)まで は退職給与引当金として損金算入 ^{注1}	課税	雑所得として課税(公的年金等控除)	従業員拠出相当分を除き雑所得として課税							
			<事業主拠出のみ> 全額損金(必要経費) 算入 ただし拠出限度あり	非課税	雑所得として課税(公的年金等控除)	退職所得として課税							
			<事業主拠出のみ> 全額損金(必要経費) 算入 <本人拠出のみ> 全額小規模企業共済等掛金控除 ただし拠出限度あり	積立金に1.173%の特別法人税課税 ^{注3}	雑所得として課税(公的年金等控除)	退職所得として課税							
			全額社会保険料控除 ただし拠出限度あり	積立金に1.173%の特別法人税課税 ^{注3}	雑所得として課税(公的年金等控除)	退職所得として課税							
			個人年金保険料控除(年5万円限度) 生命保険料控除(年5万円限度) 損害保険料控除(年1万5千円限度)	非課税	雑所得として課税(公的年金等控除)	一時所得として課税							
			課税	利息について利子所得課税 ただし65歳以上の者で小額貯蓄非課税 制度(マル優)を利用する場合は非課税	非課税	雑所得として課税(公的年金等控除)							

注1：累積限度額については2003年までに期末要支給額の20%へと段階的に引き下げられている(平成13年度は2.7%)

注2：2000年法改正(5%適正化)により従来の努力目標水準は2.84倍となった。一方、免除保険料率が凍結されているため、

保険料ベース(税法上)では従来通り2.7倍となっている

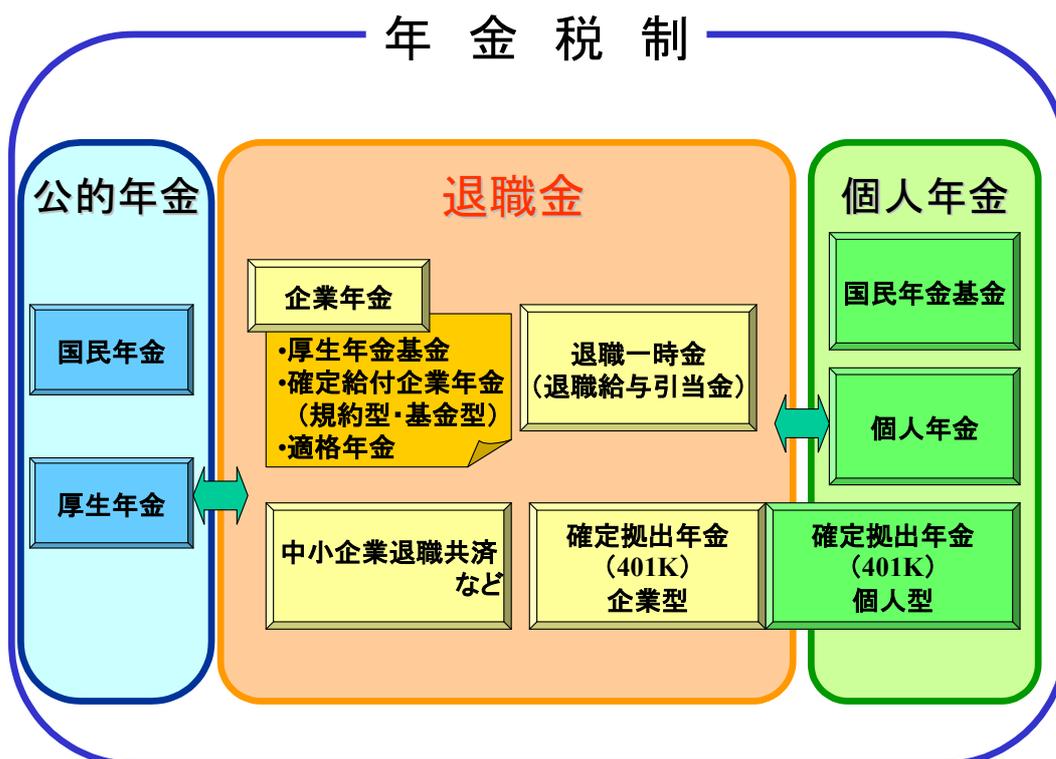
注3：特別法人税については、2002年度末まで課税が停止されている

注4：確定給付企業年金法の制定に伴い、2002年4月より可能となった

出所：ファイナンスイン研究所(2001) 128-129頁。

ただし、本稿では退職金に関する部分に焦点をあてるため、第1号被保険者、第3号被保険者の3階部分である付加年金・国民年金基金は厚生年金基金と、第2号被保険者である公務員の2階部分の共済年金は厚生年金保険、3階部分の職域相当部分は厚生年金基金と類似しているため、検討対象に含めて考えることにする。

図3 年金税制における退職金関係の位置付け



注：①この図は年金税制を退職金に関するものを中心に公的年金、退職金、個人年金のグループに分類したものである。

②公的年金グループの厚生年金と個人年金グループの個人年金は退職金グループと密接に関わるため矢印で関係を示している。

③確定拠出年金（401k）個人型は一部企業年金としての役割も果たしている。

出所：筆者作成。

また、③で挙げたように拠出段階では事業主、従業員と両者が存在するが、企業は拠出額を全額損金算入できるため、年金におけるデメリットはなく、個人が主体で、企業は客体と考えられるため、個人と企業を1つとして捉える。

①公的年金（厚生年金保険）

拠出段階においては、事業主は全額損金算入、従業員は全額社会保険料控除となり両者とも非課税である。運用段階では非課税である。給付段階において障害年金、遺族年金は

非課税であるが、老齢年金は雑所得として所得税課税される。ただし公的年金等控除があるため、ほとんど課税されないのが実情である。

そのため公的年金の課税形態においては、拠出時・運用時非課税、給付時課税の方式は守られているが、実際は給付時非課税のことが多い。

②退職金（退職一時金・企業年金、確定拠出年金）

企業年金に対する課税は厚生年金基金¹⁴、適格退職年金¹⁵、確定給付企業年金で異なる¹⁶。拠出段階においては、どの企業年金も事業主は全額損金算入であるが、従業員拠出において、同じ企業年金でありながら、厚生年金基金は社会保険料控除として、全額控除されるが、適格退職年金と確定給付企業年金は生命保険料控除として扱われ、5万円しか控除されないため、事実上拠出時課税となっている。

運用段階では、積立金に対し、企業年金は基本的に1.173%の特別法人税¹⁷が課せられているが、租税特別措置により2002年度まで凍結されている。特別法人税は日本独自のもので、事業主負担分に対する課税を給付時まで繰り延べている遅延利子という趣旨で設けられている。厚生年金基金の特別法人税は掛金の2.84倍を計算した部分は非課税になるので、ほとんどの企業は課税されない。しかし通常の適格退職年金はその計算方法が適用されず¹⁸、ほとんどが課税される¹⁹。ただし特例の場合は代行相当部分の1.84倍を超える部分について1.173%の特別法人税が課されることになっており、こちらは軽減措置となっている。確定給付企業年金も適格退職年金と同様である。

そして、給付形態は一時金と、年金に分かれる。同じ退職金でありながら、給付形態により名称が変わるため、制度上理解しにくい。このように退職金は一時金として受け取るか、年金として受け取るかの選択ができる。その点においては個人を尊重しているので、不平等ではないが、税制上区別して課税されているため、不平等が起きている。

給付段階では、一時金、年金どちらに対しても所得税が課されるが、一時金は退職所得課税で、年金は公的年金同様に扱われ、雑所得課税である。ただし適格退職年金と確定給付企業年金は課税標準において、従業員掛金拠出分は控除となっているので、課税上有利と述べる論者²⁰もいるが、拠出段階で差別されているのでその部分だけでそうとは言えない。

¹⁴ 厚生年金給付の一部を代行させるとともに、独自の給付を積み増しさせることにより、年金の老後所得保障機能を強化する目的を持つ。

¹⁵ 適格退職年金は社会保障制度の補完として、近代的な保険数理に基づく外部拠出の企業年金を認めることは、社会の要求に応えるところであるという考え方に基づいて創設された。ただし今後10年をもって廃止され、他の企業年金へ移行する。

¹⁶ 異なるのは、法律、設立、運営形態、加入要件などの制度の違いによるものである。

¹⁷ 国家公務員なみの給付を行うため必要とされる積立額を超える積立金部分について、特別法人税が課せられている。

¹⁸ これは従業員の所得に対する課税延期の利益を相殺するためのものだと説明されている。

¹⁹ 1995（平成7）年の特別法人税額は、厚生年金基金分が18.8億円に対し、適格年金は1,903.1億円であった。厚生年金基金連合会編著（1997b）228頁。

²⁰ 吉牽田（1999）45頁。

このようにみると、厚生年金基金の課税形態は、拠出時非課税、運用時課税、給付時課税となる。適格退職年金と確定給付企業年金の課税形態は拠出時課税、運用時課税、給付時課税となる。

退職給与引当金（自社年金・退職一時金）においては、従業員拠出は存在しない。退職給与引当金は、帳簿上の取引で、実際に積立られているかについては任意であるため、税制上の控除は存在しない。全従業員が自己都合退職したと仮定して計算した退職給与要支給額を各事業年度の増加額として負債に計上し、通常の経費同様損金算入している。運用益は事業収益と合わせ、法人税課税される。そして給付段階においては厚生年金基金、適格年金、確定給付企業年金と同様である。遺族年金も適格退職年金等と同様である。つまり退職給与引当金（自社年金・退職一時金）の課税形態は拠出時非課税、運用時課税、給付時課税となる。

確定拠出年金（企業型）は企業年金がある、なしによって税制が異なる。拠出段階では企業年金ありの場合、従業員1人あたり年額21万6,000円までが拠出限度であり、その分を損金に算入できる。企業年金なしの場合は、従業員1人あたり年額43万2,000円までが拠出限度であり、その分を損金に算入できる。運用段階は企業年金同様、特別法人税が課される。給付段階においても、企業年金同様、年金の場合は雑所得課税となり、一時金の場合は退職所得課税となる。よって課税形態は拠出時非課税、運用時課税、給付時課税となる。

③個人年金（個人年金・確定拠出年金（個人型））

個人年金は保険型と貯蓄型があり²¹、保険型には生命保険契約、郵便年金契約、生命共済契約がある。貯蓄型は個人年金信託²²や年金型預金がある。

保険型は拠出段階では、一定の要件²³を備えるものは一般の生命保険料控除の他に、個人年金保険料控除として5万円控除が適用される。運用益は生保など個人年金提供法人の所得計算に含まれる。給付段階では、拠出した保険料部分を除いた雑所得で課税されるが、公的年金等控除は存在しない。つまり課税形態は拠出時課税、運用時非課税、給付時課税となる。

なお、個人年金の給付においては、一時金として受け取る場合は適用要件の支払期間は有期または終身なので、解約したこととなり、それまでの運用益が目減りして給付される。

貯蓄型は利息に対して20%の源泉分離課税（利子所得課税）となる²⁴。給付段階では、

²¹ 個人年金は他には財形年金がある。財形年金については、利子所得の非課税措置として、住宅財形と合わせて、元利合計550万円まで非課税である。

²² 個人年金信託とは貸付信託や金銭信託を利用した貯蓄型商品で、用途や期間など自由に設定できる。ただし所得控除は受けられない。

²³ 一定の要件とは、①年金受取人が保険料等の払込者又はその配偶者、②保険料等の払込が10年以上の期間定期に行うもの、③年金支給開始は受取人が60歳に達した日以後、年金支払期間は10年以上の確定年金又は終身年金である。所得税法76条第4項。日本税理士会連合会編（1999）39・40頁。

²⁴ ただしマル優は適用可。

年金は非課税で、一時金は一時所得となる。課税形態は拠出時課税、運用時課税、給付時非課税となる。

確定拠出年金（個人型）は自営業者等の国民年金第1号被保険者か企業従業員で企業年金のない厚生年金被保険者かによって異なる。拠出段階において自営業者等は年額 81 万 6,000 円が拠出限度で、所得控除の対象となる。一方、企業従業員は年額 18 万円が拠出限度で、所得控除の対象となる。運用段階では、企業年金同様、特別法人税課税となる。給付段階においても、企業年金同様、年金を選択した場合は雑所得課税、一時金を選択した場合は退職所得課税となる。したがって課税形態は、拠出時非課税、運用時課税、給付時課税となる。

以上のように、個別の課税形態を考察したが、方式である拠出時・運用時非課税、給付時課税は行われていないことが分かった（表 4 参照）。

表 4 各制度の課税形態

		拠出時	運用時	給付時
公的年金	厚生年金	×	×	△
企業年金	厚生年金基金	×	△	○
	適格退職年金・確定給付年金	○	△	○
	退職給与引当金	×	×	○
	確定拠出年金(企業型)	×	△	○
個人年金	個人年金(保険型)	○	×	○
	個人年金(貯蓄型)	○	○	×
	確定拠出年金(個人型)	×	△	○
原則(本来の公的年金税制)		×	×	○

注)○ 課税 × 非課税 △ 課税だが実際は非課税状態

出所：筆者作成。

このように企業の退職金・企業年金制度の選択によって課税形態が異なることがわかった。したがって退職金・企業年金の制度の違いによる税制の歪みを是正するために、拠出時・運用時非課税、給付時課税の方式に立ち戻ることを提案する。

そこで拠出時・運用時非課税、給付時課税となるよう、退職金に関する税制の見直しを次章において検討する。

第 2 章 退職金に関する税制の見直し

この章では具体的な税制の見直しを検討するが、まず有識者の視点から概観する。

(1) 有識者の見直しの視点

年金税制の代表的論者である野口悠紀雄氏、藤田晴氏、大田弘子氏の改革案の共通点は以下の通りである²⁵。

²⁵野口氏は年金課税体系を一貫したものにする必要性を説き、所得税と支出税を対比させながら、現状どう

- ①適格年金を厚生年金基金同様、社会保険料控除を適用し、全額所得控除とする
- ②個人年金の課税は公的年金や厚生年金基金などの課税に揃えること
- ③特別法人税は廃止する。

そして論者独自の改革案は以下の通りである。

●野口氏の改革案²⁶

- ①公的年金等控除、老年者控除の適用を廃止する。

●藤田氏の改革案²⁷

- ①退職所得に対する課税の強化と企業年金給付に対する税負担の軽減。
- ②公的年金等を雑所得の中に押し込むのではなく、年金所得という独自の所得区分を設けることを検討すべきである。

●大田氏の改革案²⁸

- ①公的年金等控除を廃止する。
- ②適格年金の給付は、従業員拠出部分を含めて全額課税する。
- ③個人年金の給付は元本部分を含めて全額課税する。

以上が代表的論者の改革案である。筆者も拠出時・運用時非課税、給付時課税の方式に基づく必要があると考えるため²⁹、上記と同様に①拠出段階はすべての年金制度の税制を統一し、所得控除をすべて適用し、非課税にすること、②運用段階も制度間格差を起こす特別法人税を廃止し、非課税にすること、③給付段階は退職所得控除額、公的年金等控除額を廃止して、課税することを提案する。以下具体的に検討する。

(2) 拠出段階—保険料控除の変遷と見直し

ここでは拠出段階において年金制度の所得控除がなぜ行われるようになったか知るために、まず社会保険料控除と生命保険料控除の変遷³⁰について概観する。

りでよいとしている。野口（1986）28-29頁。大田氏も野口氏同様、所得税と支出税を対比させ、支出税の考え方が改革を容易に達成されると述べている。大田（1990）271-274頁。藤田氏はハイブリッド型所得税の体系整備をはかっていくのが適切な現実的対応であろうと述べている。藤田（1992）264頁。他に高山（1992b）154頁、井堀（1998）でも指摘している。

²⁶ 野口氏は公的年金等控除の存在意義を見出しがたいと述べている。なお、この論文はまだ給与所得控除、老年者年金特別控除の時代に書かれたものであったので、現在の公的年金等控除に置き換えた。野口（1986）30頁。

²⁷ 藤田（1992）264-268頁。

²⁸ 大田氏は実施にあたって以下の検討を必要としている。個人年金についてはすべての個人年金商品に支出税の課税形態を適用するか、諸外国のように税制適格の個人年金を創設するかを選択を行う必要がある。課税形態を変更するにあたっては経過期間の措置が必要となる。大田（1990）275-276頁。

²⁹ 筆者の考えは6頁参照。

³⁰ 大蔵財務協会編（1987）57頁。

社会保険料控除と生命保険料控除は生命保険料控除の方が先に設けられた³¹。

生命保険料控除は1951（昭和26）年に長期貯蓄を奨励するための誘因的な措置として控除限度額2,000円を設けた。翌1952（昭和27）年に、国民租税負担の現状にかんがみ、臨時特例法によって実施した所得税の軽減を維持平年度化するほか、一層負担の合理化を図るとともに、課税の簡素化および資本の蓄積に資する等の目的で、生命保険料控除は限度額を4,000円に引き上げ、社会保険料控除は全額控除として設けられた。1968（昭和43）年の改正では、中小所得者の負担軽減に重点をおいて所得税の減税を行うとともに、税制の整備合理化を行うため、適格退職年金の従業員掛金を生命保険料控除の対象とした。1984（昭和59）年に所得税負担の軽減を図り、課税の公平を一層推進する等の目的で、一定の要件に該当する個人年金保険、個人年金共済、および郵便年金契約の掛金については、現行の生命保険料控除の別枠で、年5,000円を限度に控除できることとなった。以降年々控除額が上昇し、現在は年50,000円を限度に控除できる。

上記のように所得控除はその時代背景により変化しているので一貫性がないことが分かる。

したがって、拋出時は第1章で述べたように、現在の適格年金の従業員負担分を生命保険料控除³²から社会保険料控除に変更し、全額非課税とする。個人年金保険料の掛金も同様に社会保険料控除適用に変更することを提案する。退職給与引当金（自社年金）は法人税の損金算入で非課税になるので現状のままでよいと考える³³。

（3）運用段階—特別法人税の問題点と見直し

運用時も第1章で述べたように、厚生年金基金と適格年金に課される特別法人税を廃止、（2002年度まで凍結）、そして退職給与引当金制度³⁴の運用益も同じく非課税にすることを提案する。個人年金の運用益は、生保などの保険商品提供法人の所得計算に含まれるが、これは提供法人の総売上利益に相当するので、課税のままでよいと考える。

①特別法人税の問題点

特別法人税は適格年金が創設されたときに導入された。特別法人税は日本独自のもので、事業主負担分に対する課税を給付時まで繰り延べている遅延利子という趣旨で設けられているが、実際は運用益課税である。これについては藤田氏が以下の問題点を指摘している³⁵。

- ・特別法人税は、みなし所得の課税延期に係る利益を相殺するために、集団ベースで概算課税しようとするものであるから、個人所得税の本来のあり方としては疑問がある。

³¹ 変遷については状況が把握しやすいよう、西暦だけでなく和暦も掲載する。以下の変遷についても同様とする。

³² 吉牟田氏は社会保険料控除が認められるのは、法律上強制加入で負担させられていることから、負担能力を減殺するためだと述べている。吉牟田（1999）39頁。

³³ ただし、損金算入限度額が適正であるかどうかは考慮すべきである。

³⁴ 退職金に対する新しい会計基準導入問題もある。厚生省年金局（1999）85-88頁。

・特別法人税の税率は、通常の利子率と平均的な給与所得者の上積み税率によって決めると説明しているが、実際にはこれまで一度しか変更されていないので、税率の決定基準自体があいまいである。

・適格退職年金制度の課税方式は、これまでの消費者物価の長期的上昇に基づく積立金の目減りに対して、税制上なんらの配慮も加えられてこなかったということを意味する。

・適格退職年金制度の課税方式は、老後所得保障の手段として有効な長期貯蓄が、他の非課税貯蓄や住宅投資に比べると、むしろ冷遇されてきたことを意味する。

・適格退職年金と厚生年金基金に対する特別法人税の適用方式の差異は、厚生年金基金を利用しにくい中小企業の従業員に不利な差別になっている。

・適格退職年金と厚生年金基金のいずれを採用するかという企業の意思決定において、特別法人税負担の差異が重要な考慮事項になっているが、厚生年金基金の選択をバックアップすべき明快な論拠がはたして存在するであろうか。

このような問題点も含めて、筆者は課税方式に基づき、運用時非課税にすることを目的としているので、特別法人税は廃止することを提案する。

(4) 給付段階—退職所得控除額の変遷と見直し

給付時課税においては、退職一時金と企業年金では税制が異なるので、退職所得控除と公的年金等控除に分けて述べる。

退職所得控除額の見直しを提案するにあたり、退職所得課税の制度概要、退職所得控除額の変遷を考察する。

①退職所得課税の計算式

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びそれらの性質を有する給与に関わる所得とされている。一時的に多額の所得が増えるので、他の所得と一緒に課税すると、納税者の負担が重くなるため分離課税している。収入金額から退職所得控除額を引いた額に 1/2 を掛けて計算する³⁶。退職所得控除額が大きいのが特徴で計算式は以下の通りとなる。

$$\begin{array}{ll} \text{勤続年数 20 年以下} & 40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \quad (2 \text{ 年以下は } 80 \text{ 万円}) \\ \text{20 年超} & 800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年}) \end{array}$$

たとえば 22 歳で就職し、65 歳で定年退職した場合、退職金が 2,340 万円以下なら所得税はかからない。さらに課税標準は上記で算出した額に $\times 1/2$ し、税額計算では、330 万円までは税率が 10% と優遇され、ほとんど所得税はかからないこととなる。

³⁵ 藤田 (1992) 257-258 頁。

³⁶ 吉牽田氏は 1/2 課税をおかしくないと思うと述べている。吉牽田 (1999) 44 頁。

②退職所得控除額の変遷

退職所得控除額の変遷については、これまであまり注目されてこなかったが、退職所得控除額の廃止を提案するにあたり、変遷をみることは重要であると筆者は考える。

退職所得控除額は歴史とともに変化している³⁷。

退職所得の控除の始まりは、1920（大正 9）年にさかのぼる。このときは勤労所得控除で、第 3 種所得金額が 12,000 円以下のときの退職料についてはその 1/10、6,000 円以下のときは 2/10 に相当する金額を控除するという内容であった。

退職所得という分類は 1940（昭和 15）年の所得税改正により、分類所得税と総合所得税の 2 本立てになったときにできた。支払者を異にするごとに 10,000 円控除という内容であった。1942（昭和 17）年の改正では、退職所得の計算方法を支払を受けるべき金額または前年中の金額から支払者を異にするごとに 5,000 円控除した金額に改め、精算取引所得は前年中の収入金額から必要経費を控除した金額によることとされ、1944（昭和 19）年の改正では、控除額を 3,000 円に改めた。1946（昭和 21）年には再び 5,000 円に戻った。1947（昭和 22）年の改正は、①財政需要の現状に対応し、収支の均衡を図るため、租税収入を確保するとともに、現下当面する国民経済の再建に適切な税制を樹立すること、②国民所得の現状および国民生活の実状に即応し、国民負担の公正を図ること、③租税の民主化を図るとともにできるだけ税制を簡易平明化することを目標に、分類所得税と総合所得税の課税を廃止し、超過累進率 1 本により課税することになった。その際に退職所得は、その年の収入金額から、1/2 を控除した金額に改正された。

1950（昭和 25）年のシャープ勧告³⁸により、退職所得は変動所得となり、収入金額の 15% を控除した後、5 年間の平均課税の選択をできるようになった（以下表 5 参照）。1951（昭和 26）年には、最近における所得及び物価の動向にかんがみ、所得税の負担の軽減合理化を行う目的で、収入金額から 30%控除することとなった。1952（昭和 27）年には、さきに実施した臨時軽減措置を平年度化し、15 万円控除後の 1/2 を分離課税することになった。

翌 1953（昭和 28）年には 20 万円に引き上げられた。このような分離課税の導入の背景には、退職所得を他の所得と合算して総合課税すると、退職所得が他の所得の上積みになり負担感が大きくなるうえ、さらに同じ退職所得でも、退職の時期、他の所得の規模により税負担が著しく異なることが挙げられる。よって特定の所得を総合所得課税の枠外におく先兵的な取り扱いを退職所得は受けることとなった。さらに翌年 1954（昭和 29）年には

控除額を勤続年数が 10 年を超える者については、10 年を超える 1 年ごとに 2 万円ずつ加算した金額（最高 50 万円）まで引き上げた。1959（昭和 34）年には退職所得に対する所得税の負担を軽減合理化するため 2 つの改正を行った。まず年齢で退職する者が若年で退職する者より多額の控除が得られるようにとの目的で、控除額を年齢別累進構造にし、

³⁷ 以下の変遷は大蔵省主税局編（1988）；佐藤進・伊東弘文（1999）235-237 頁。

³⁸ シャープ税制における所得税の特徴は次の 2 点である。①課税ベースをできるだけ広くとり、それに累進税率を厳密に適用する包括的所得税が誕生したこと、②法人税は所得税の単なる前取り、つまり源泉徴

最高限度額も引き上げた。さらに障害者になったことに直接基因して退職する場合には 50

表5 退職所得控除額の推移

1950(昭和25)年	シャープ税制(変動所得と見なす) 15%控除後5年間で平均的に課税
1951(昭和26)年	30%控除
1952(昭和27)年	15万円控除後、半分分離課税
1953(昭和28)年	20万円
1954(昭和29)年	勤続年数1年につき2万円 最低 20万円 最高 50万円
1959(昭和34)年	勤続年数のうち各期1年毎の控除額 40歳まで 3万円 40歳超50歳 4万円 50歳超 5万円 最低 20万円 最高 100万円 傷害退職加算 50万円
1961(昭和36)年	最高限度廃止
1964(昭和39)年	勤続年数1年につき5万円
1967(昭和42)年	勤続年数のうち各期1年毎の控除額 10年まで 5万円 10年超20年 10万円 20年超30年 20万円 30年超 30万円 最低限度 20万円
1973(昭和48)年	勤続年数のうち各期1年毎の控除額 10年まで 10万円 10年超20年 20万円 20年超30年 30万円 30年超 40万円 最低限度 40万円 傷害退職加算 100万円
1974(昭和49)年	勤続年数のうち各期1年毎の控除額 20年まで 20万円 20年超 40万円 最低限度 40万円
1975(昭和50)年	勤続年数のうち各期1年毎の控除額 20年まで 25万円 20年超 50万円 最低限度 50万円
1989(平成元年)年	勤続年数のうち各期1年毎の控除額 20年まで 40万円 20年超 70万円 最低限度 80万円

出所：大蔵省主税局総務課監修 税務経理協会編(1986) 276頁。

収にあたるものと考えられた点である。

万円の生涯退職加算されることになった。他には中小企業の従業員が特定の退職共済基金から受ける給付を退職所得とすることとなった。1961（昭和 36）年には、定年退職者に対する退職金の支給状況等にかえりみ、最高限度を廃止した。1964（昭和 39）年には中小所得者を中心として負担の軽減を図るとともに税制の整備合理化を行うことを目的とし、退職所得について、勤続年数に応ずる控除額を、年齢区分を廃して一律に勤務 1 年につき、5 万円とした。1967（昭和 42）年には、永年勤続者の退職所得の課税最低限を 500 万円程度に引き上げることを目途として、退職所得控除を一律から勤続年数に対する累進構造に変更した。1973（昭和 48）年には、退職所得者の所得税負担の軽減を図るため、さらなる引き上げが行われた。翌 1974（昭和 49）年には、35 年勤続した場合の退職所得の非課税限度額を 1,000 万円に引き上げることを目途に引き上げた。さらに翌 1975（昭和 50）年には、30 年勤続した場合の退職所得の非課税限度額を 1,000 万円に引き上げることを目途に引き上げた。1989（平成元）年には、消費税も導入されたので、30 年勤続した場合の退職所得の非課税限度額を 1,500 万円に引き上げることを目途に引き上げた。

以上退職所得控除額の変遷について考察したが、退職所得控除は租税優遇措置であるので、その時代の経済構造等の背景と減税目的により、その都度変化してきたことが分かる。将来の生活のため、特に功労報償のような形で、年功順に累進的に控除するようになったことが特徴といえるだろう。しかし現在、はじめに述べたように、高齢者が弱者であるとは言えない状況となっているので、退職所得控除の存在意義を再び考える必要があると筆者は考える。

（5）給付段階—公的年金等控除額の変遷と見直し

公的年金等控除額の見直しを提案するにあたり、雑所得課税の制度概要と公的年金等控除額の変遷について考察する。

①雑所得（公的年金等）課税と公的年金等控除額の変遷

公的年金等とは国民年金法や厚生年金保険法などの規定に基づく年金、恩給（一時恩給を除く）、適格退職年金契約などに基づいて支給を受ける退職年金などをいう。公的年金等の課税は雑所得に区分される。

公的年金等に係る所得については、1987（昭和 62）年 9 月の改正以前は、65 歳以上で合計所得金額 1,000 万円以下の居住者については、78 万円の老年者年金特別控除が認められてきた³⁹。さらに公的年金はすべて給与所得とみなされ、通常の給与とまったく同じように、給与所得控除の適用を受けてきた。そのうえ 25 万円の老年者控除を受けることができた。この改正により、公的年金等の所得区分を給与所得から公的年金等に係る雑所得に変更し、公的年金に適用される控除として老年者年金特別控除及び給与所得控除に代えて、新たに公的年金等控除を創設し、あわせて老年者控除を 2 倍に引き上げるなど抜本的な見

直しが行われたものである⁴⁰。そして厚生年金基金と適格年金の給付時課税が同じ取り扱いとなった。

導入時の公的年金等控除額の計算式は以下のとおりである。

定額控除と定率控除の合計額。ただし、その合計額が 120 万円（年齢 65 歳未満である場合には 60 万円）に満たないときはこれらの額とする。

①定額控除：80 万円（年齢 65 歳未満である場合には 40 万円）

②定率控除：その年中の公的年金等の収入金額から上記①の金額を控除した残額 A につき次の区分に応じそれぞれに次に掲げる金額

$A \leq 360$ 万円 である場合 $A \times 25\%$

360 万円 $< A \leq 720$ 万円である場合 $A \times 15\%$

$A > 720$ 万円 である場合 $A \times 5\%$

このような給与所得から雑所得への所得区分の変更を含む公的年金課税方式の設備・合理化は、公的年金等は給与等のように勤務関係を前提としたものでないため、これに対して給与所得控除を適用することは必ずしも合理的ではないことなどの理由から行われた⁴¹。

この改正の結果、現在、公的年金受給者の課税最低限（受給者の年齢が 65 歳以上で夫婦世帯の場合）は約 334 万円とかなり高いものとなっており、他に所得を有する場合を除けば、ほとんどの人が課税最低限以下で所得税はかからないようになっている。

②雑所得（公的年金等）課税の計算式

現在、雑所得（公的年金等）課税は収入金額から公的年金等控除額を引いて計算される。その後老年者控除、基礎控除等人的所得控除を差し引く。

公的年金等所得控除額の計算式は以下のとおりである。

定額控除と定率控除の合計額。ただし、その合計額が 140 万円（年齢 65 歳未満である場合には 70 万円）に満たないときはこれらの額とする。

・定額控除：100 万円（年齢 65 歳未満である場合には 50 万円）

・定率控除：その年中の公的年金等の収入金額から上記①の金額を控除した残額 A につき次の区分に応じそれぞれに次に掲げる金額

$A \leq 360$ 万円 である場合 $A \times 25\%$

360 万円 $< A \leq 720$ 万円である場合 90 万円 $+ (A - 360$ 万円) $\times 15\%$

$A > 720$ 万円 である場合 144 万円 $+ (A - 720$ 万円) $\times 5\%$

³⁹ 適格年金には認められていなかった。

⁴⁰ この扱いに対しては、税制調査会編（1986）で①公的年金給付は勤務関係によるものではなく給与所得控除を適用することは不合理、②公的年金であるがゆえに多額の控除を設けることは公平の観点から問題、③公的年金に対する措置と老年者への配慮と整序を図る必要有り、などの指摘がなされた。

⁴¹ 田中一穂編（1999）84 頁；藤田（1987）235-236 頁。

公的年金等控除額もその時代の経済構造等の背景と高齢者優遇目的のために、その都度変化してきている。公的年金等を現行所得税制における10種類の所得分類のどこにあてはめるかということにおいて、具体的根拠がみられない。変遷で追ってきたように年金は給与所得ではないということから他に当てはまる所得分類がないため、現在は雑所得になっているが、藤田氏が提案するように（12頁参照。）年金所得という新たな所得分類を設けることも考える必要がある。

以上公的年金等に関して考察したが、課税方式に基づき、公的年金等控除⁴²は廃止することを提案する。

なお、個人年金における受取年金は雑所得で課税されるが、公的年金等の分類にはあてはまらないため公的年金等控除は適用されない。つまり雑所得の金額は収入金額から必要経費を控除して計算される。しかし個人年金の拠出段階で社会保険料控除において全額控除することを提案したので、ここでの必要経費は控除してはならないと考える。

第3章 税制の見直しによる税収増試算—公的年金の基礎財源に一

第2章において、課税方式に従い、拠出時・運用時非課税、給付時課税を実施するためには、適格年金や確定給付企業年金の従業員拠出を公的年金や厚生年金基金同様全額社会保険料控除にするとともに退職所得控除や公的年金等控除といった租税優遇措置を廃止することを提案した。その結果、税収が増えることになる⁴³。

有識者によるこれまでの同様の研究は3つ上げられる。

木村氏は退職金課税の租税優遇措置により発生した税控除額を所得階層別に計測し、いずれの層がどの程度有利になっているのかを明らかにした⁴⁴。

都村氏は年金に関する優遇措置を廃止すると、その税収の増加分によって社会保障給付を増やすことができると指摘し、さらに年金受給者に対する老年者年金特別控除と老年者控除を廃止し、その財源を年金の増額にあてるとどうなるかという研究をした⁴⁵。

林氏は、税収の観点から社会保険料控除額と公的年金等控除額がもたらす減税額を算出した⁴⁶。

そこで筆者は林氏と同じ観点から試算をした。林氏との相違点は、さらに退職所得控除額も試算したことである。

（1）全額社会保険料控除額、退職所得控除額と公的年金等控除額の試算設定

これまで論じてきた拠出時・運用時非課税、給付時課税の方式にならえば、退職所得控

⁴² 林氏は公的年金等控除による所得税軽減効果を分析し、公的年金等控除がない場合の所得税額に対して30%の減税が行われていることと同じだと指摘している。林（1999）156-159頁。

⁴³ 運用時非課税になると特別法人税がなくなるので、一般財源の法人税収が減少する。しかし特別法人税は現状停止されているため、本稿では税収減少を見込む試算は行わない。

⁴⁴ 詳しい分析は、木村（1988）285-296頁。

⁴⁵ 都村（1984）14-17頁。

除額も公的年金等控除額も認められず、さらに退職所得においては、課税標準を2分の1にする特例も廃止することが望ましい。しかし実現可能性の面からいきなり廃止は難しいため、縮小という視点も含め、退職所得控除額の算式の変更でどのくらい影響があるのかをみるために何通りかで計算して動きをみることにした。

退職所得控除額の算定方法の対象基準は企業規模別4通り（30～99人、100～299人、300～999人、1,000人以上）、勤続年数階級別4通り（20～24年、25～29年、30～34年、35年以上）退職事由別4通り（定年、会社都合、自己都合、早期退職優遇）の64通りを設定した。つまり1,000人以上の企業に35年以上勤続し、定年退職した者、100～299人の企業で25～29年勤続し、早期退職した者というように64通りの組み合わせで計算した（1999年のデータ）。

これに対し、退職所得控除の計算式は現行を含め13パターンを設定した。このパターンのうち現行と廃止以外は第3章第3節で述べた退職所得控除額の推移に基づいた。

したがって $64 \times 13 = 832$ 通りの形態で計算した。

そして、公的年金等控除額の算定方法の基準は企業規模別3通り（30～99人、100～999人、1,000人以上）、勤続年数階級別4通り（20～24年、25～29年、30～34年、35年以上）の12通りを設定し、現行の定額控除と定率控除の組み合わせをなくし、定額控除のみ（年齢65歳未満70万円）のパターンと控除なしの2パターンの24通りの組み合わせで計算した（1999年のデータ）。

また、拋出時非課税を実現するためには、適格年金と確定給付企業年金の従業員拋出を年5万円が限度の生命保険料控除から全額控除の社会保険料控除に移行することとなる。そこで移行によって発生する控除額増加を試算した。本稿では資料の入手が困難であったため、1997年度末の適格年金加入者数に1998年度適格年金新規契約の加入者1人当たり掛金月額を推移を用いて試算した⁴⁷。適格年金新規契約の月額推移は8パターンを百分率で表したものである。その8パターンに対し、現在の生命保険料控除の計算式を用いて試算した。

運用時非課税を実現するには、特別法人税を廃止することとなるが、2002年度まで凍結中であるため、現在非課税が実現している。したがって本稿では試算は行わない。

（2）計算結果と基礎年金財源への提案

計算結果は次頁表6のとおりである。

退職所得税額は過去の制度にさかのぼって試算したが、たとえば退職所得控除額の算式が40万円×勤続年数で、その課税標準を1/2にすることを廃止すると1,958億円の税収と

⁴⁶ 林（1999）151-174頁。

⁴⁷ 出版元であるライフデザイン研究所に確認したところ、平成13年版から上記の指標は掲載されていないため、それぞれの年度までしかデータが入手できなかった。また掛金月額推移は新規契約者のものであるが、適格年金の性格上、新規契約者以外の推移は出していないとの回答だったため、新規契約者の指標で代替する。確定給付企業年金は1997、1998年度時点では制度がなかったため、本稿では捨象する。

なるが、20万円×勤続年数で、その課税標準を1/2にすることは存続させると1,492億円の税収にしかならない。退職所得控除額を廃止し、課税標準を1/2にすることは存続させると2,530億円の税収となるが、退職所得控除額を廃止し、さらに課税標準を1/2にすることも廃止すると、7,082億の税収となる。したがって課税勤続年数に掛ける金額の多さよりも、課税標準を1/2にする制度を廃止した方が税収増加につながる事が分かった。

表6 税収試算

	全退職者税額総額 (万円)
現行 (800万円+70万円×(勤続年数-20年))	4,631,175
40万円×勤続年数	7,238,427
40万円×勤続年数、1/2を廃止	19,582,002
25万円×勤続年数	12,654,905
25万円×勤続年数、1/2を廃止	34,189,095
20万円×勤続年数	14,924,407
20万円×勤続年数、1/2を廃止	40,247,878
20年まで25万円、20年超50万円	9,078,608
20年まで25万円、20年超50万円、1/2を廃止	23,507,648
20年まで20万円、20年超40万円	7,323,248
20年まで20万円、20年超40万円、1/2を廃止	31,652,661
退職所得控除額なし	25,298,096
退職所得控除額なし、1/2を廃止	70,826,090
公的年金等控除額なし	74,711,859
公的年金等控除額 70万円	279,647
適格年金の全額保険料控除実現	△ 41,792,729

注：①「退職金額」とは、退職一時金制度のみの場合は退職一時金額、退職年金制度のみの場合は退職年金現価額、退職一時金制度と退職年金制度の併用の場合は退職一時金額と退職年金現価額の計であり、これらの合計額である。なお、厚生年金基金については、厚生年金基金の代分を除く上乗せ部分についてのみみたまものである。

②「退職年金現価額」とは何年間にわたって支払うべき年金額の総額から、その間に生ずる利息分を控除して現在の金額に換算した値をいう。

③退職金額は該当する男性定年退職者により加重平均して算出してある。

④退職者数の少ないところでは誤差が大きいので注意を要する。

⑤各勤続年数階級の税額計算においては、たとえば20～24年勤務では平均値22年で計算している。以下27年、32年、35年で計算している。

⑥端数は四捨五入している。

⑦企業年金は10年の有期年金として計算する。

⑧年金は65歳から給付を受けるものとする。

⑨1年あたり平均基礎年金額は老齢基礎年金受給権者分と改正前の旧国民年金法による老齢年金受給権者分の平均月額×12で計算している。

⑩適格年金の全額保険料控除実現は1997年の加入者数に新規契約加入者1人当たりの掛金月額の推移から現状保険料控除と全額保険料控除実現の差額を試算したものである。

出所：労働省大臣官房政策調査部（1999）116-139頁、総務庁統計局「平成11年事業所・企業統計調査 会社企業（全国）編 第6表 企業産業（中分類）、企業常用雇用者規模（11区分）、企業類型（2区分）、経営組織（3区分）別企業数一全国」総務庁ホームページおよび厚生省年金局（1999）38-39頁 ライフデザイン研究所「平成11年版企業年金白書」17頁、「平成12年版企業年金白書」118頁より作成。

現行制度の退職所得税額では463億円の税収にしかない。退職所得控除額を廃止し、さらに課税標準を1/2にすることも廃止すると得られる7,082億6,090万円の税収は現状の15.3倍となる。

退職所得を退職所得控除額なし、計算後の1/2を廃止とすると、7,082億6,090万円の税収増となる。雑所得（公的年金等）を公的年金等控除額なしにすると、7,471億1,859万円⁴⁸の税収増となる。また適格年金を現状の生命保険料控除から全額控除の社会保険料控除への移行による税収減が4,179億2,729万円⁴⁹となり、合計約1兆0,375億円⁵⁰の税収増となる。

この税収増分の活用方法の1つに、基礎年金財源とする方法がある。野口氏が（1986）22頁で、年金課税の問題のアプローチを3点挙げ、第3点目として財政収入確保の観点からのアプローチがありうると指摘している⁵¹。多くの高齢者は収入源を年金に頼っている⁵²。そのため年金財政の破綻はあってはならない。また、自分の納めた税金が自らの年金財源となり、世代間および世代内の不公平の是正にもなる。2000年度の年金法案⁵³で、公的年金の基礎年金部分の財源における国庫負担金割合が現在の1/3から1/2になることも決まり、ますます税収確保が必要になる。消費税を引き上げてその分を年金財源に目的税化するという議論もある。

そこで本稿では拠出時・給付時非課税、給付時課税の方式にならって得られる税額が国庫負担金割合の増加分をどれだけまかなえるか試算した。

厚生労働省の基礎年金国庫負担額の見通し（1999年度価格）によると、現行の1/3負担では、1999年度には4.9兆円で、1/2負担に変更すると、7.1兆円となり、差額2.2兆円の負担増となる。さらに2025年度には、3.7兆円の負担増（1999年度価格）となる⁵⁴。

消費税の引き上げで考えると平成13年度の消費税額は8兆1,857億円⁵⁵（国税のみ）であり、消費税1%にすると2兆0,464億円となる。これをもとに1999年度の2.2兆円の負担増に対しては1.075%の消費税アップ、2025年度の3.7兆円の負担増に対しては、1.808%

⁴⁸ この値は所得金額の計算段階の値である。実際はこの後に所得控除などがあるため、税額は小さくなるが一世帯あたりの家族構成、保険料加入状況、医療費などを調べることは困難であるため、本稿ではこの値までとする。

⁴⁹ この値は現状の生命保険料控除から社会保険料控除へ移行した場合の差額である。実際はこの値のほかに扶養控除、配偶者控除、その他の生命保険料控除や医療費控除があるため税額は小さくなる。本稿ではこれらの情報を入手するのが困難なため、この値までとする。

⁵⁰ 林氏の推計では、公的年金等控除の適用による所得税の減収額は1兆円強となった。林（1999）168頁。

⁵¹ 3つのアプローチとは、①課税原則の立場から公平な税制を追求すること、②老後保障の観点から公的年金、企業年金、個人年金の望ましい役割分担を考え、これをサポートするものとして税制のありかたを考えること、③が上記のとおりである。

⁵² 多くの高齢者は収入源を年金に頼っている。厚生省（現厚生労働省）「平成11年国民生活基礎調査」によると、65歳以上の人がある世帯の96.6%が公的年金・恩給を受給している。また高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得の100%である世帯割合は平成元年の47.8%に対し57.2%と増えている。厚生労働省ホームページ http://www.mhw.go.jp/search/docj/toukei/h11k-tyosa/index_8.html。

⁵³ 朝日新聞 1999年11月27日付け朝刊。

⁵⁴ 厚生省年金局（1999）210頁。

⁵⁵ 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/category/toukei/tokei/menu/syouhi/h13/data/02.pdf>。

の消費税アップとなる。

本稿の退職所得控除額と公的年金等控除額の廃止による試算結果は、国庫負担金が 1/3 から 1/2 になることによる 2.2 兆円負担増（1999 年度価格）の 66%にあたる。そして 2025 年度の 3.7 兆円負担増（1999 年度価格）の約 40%にあたる。適格年金の全額社会保険料控除も考慮すると、約 47%と約 28%にあたる。

本稿の試算額 1 兆 4,554 億円は消費税に換算すると約 71%分となる。適格年金の全額社会保険料控除も考慮すると約 51%となる。

このように現状の見直しによって、拠出時・給付時非課税、給付時課税の方式にならって課税すれば、国庫負担金の割合が増えたとしても、かなりの部分をまかなうことができると考える。そして、見直しを行った上で、消費税の目的税化等を検討するのが好ましいと考える。

したがって本稿では、方式にならって退職金に関する税制を統合し、それによって得られる税収増分を公的年金の基礎年金部分の財源にすることを提案する。

おわりに

本稿は現在、新聞をにぎわしている年金支給額の引き下げ、保険料の引き上げや消費税の目的税化というような新たな税の導入ではなく、現状の制度の見直しで財源の確保ができないかという問題意識による。その一例が本稿により明らかにできたと筆者は考える。本稿では、整合性のとれていない退職金（退職一時金・企業年金）に関する税制をわが国の年金税制の方式である拠出時・運用時非課税、給付時課税に統合し、それによって得られる税額を試算し、その算出された税額を公的年金の基礎部分の財源として検討した。

なぜなら、わが国における年金税制は拠出時・運用時非課税、給付時課税の方式をとっているにもかかわらず、退職所得控除額や公的年金等控除額などの控除によって、方式に反して給付時非課税になるケースが多いことに疑問を抱いているからである。そして、このような退職金に関する税制の歪みを是正することによって得られる税金を公的年金における基礎部分の財源の一部に充てることができ、保険料や税負担の引き上げや給付額の引き下げをある程度遅らせることができると考えるからである。

これらを検討するために本稿において、

- ①退職金の現状をふまえ、退職金に関する税制の持つ特殊性と問題点を明らかにした。
- ②わが国の年金税制の方式である拠出時・運用時非課税、給付時課税の中に退職金に関する税制を位置付け、退職金に関する税制の制度間格差をなくし、統一することを提案した。

各論としては、拠出時非課税を実施するために、適格年金等の所得控除を現在の生命保険料控除から社会保険料控除に変更することを提案した。

運用時非課税を実施するために、特別法人税を廃止することを提案した。

給付時課税を実施するために、租税優遇措置である公的年金等控除額と退職所得控除額の廃止もしくは縮小を提案した。

③公的年金等控除額と退職所得控除額の廃止もしくは縮小によって生じる税収増を試算した。廃止した場合の試算額は1兆4,554億円となり、これは公的年金財源に対する国庫負担金の割合が現状の1/3から1/2に変わったとすると1999年度時点では2.2兆円の負担増となり、このうち66%をこの試算額でまかなうことができる結果となった。さらに2025年度では3.7兆円の負担増になると予測され、約40%をまかなうことができる計算となった。平成13年度消費税額で計算すると、1999年度の2.2兆円の負担増は1.075%の消費税アップに相当し、2025年度の3.7兆円の負担増は1.808%の消費税アップに相当する。これらを勘案すると、この試算額は公的年金の基礎部分の財源になりうるとして税制の見直しを提案した。

④③に加えて、拠出時非課税を実現するために適格年金の所得控除を社会保険料控除に移行した場合の税収減も試算した。移行した場合は4,179億2,729万円の税収減となる。③の値に加算すると1兆0,375億円の税収増となった。これは公的年金財源に対する国庫負担金の割合が現状の1/3から1/2に変わったとすると1999年度時点では2.2兆円の負担増

となり、このうち約 47%をこの試算額でまかなうことができる結果となった。さらに 2025 年度では 3.7 兆円の負担増になると予測され、約 28%をまかなうことができる計算となった。

このように、現状の制度の見直しによって、公的年金の基礎部分の財源を調達することも可能である。

この他にも、制度の見直しという視点から財源確保が考えられるかもしれない。これを今後の課題としたい。

参考文献

- 麻生良文（1995）「公的年金課税と課税ベースの漏れ」一橋大学経済研究所編『経済研究』第46巻第4号。
- 井堀利宏（1998）「租税構造における年金課税の意義と効果」『季刊社会保障研究』vol.34, No.2。
- 今福愛志（2001）「コスト的視点から見た退職金・年金の新展開と今後の課題」『2001年版退職金・年金事情』労務行政研究所。
- 牛丸聡（1996）『公的年金の財政方式』東洋経済新報社。
- 大蔵財務協会編（1987）『新しい税制のゆくえ』大蔵財務協会。
- 大蔵省主税局監修 税務経理協会編（1986）『税制の抜本改革』税務経理協会。
- 大蔵省主税局編（1988）『所得税百年史』大蔵省主税局。
- 大田弘子（1990）「年金課税改革の方向」宮島洋編著『税制改革の潮流』有斐閣。
- 大竹文雄（1998）「退職金に関する税制と労働市場」『季刊社会保障研究』vol.34、No.2。
- 大竹文雄（1999）「雇用不安解消のためのシステム整備」『週刊東洋経済臨時増刊』東洋経済新報社 1999.10.13。
- 小塩隆士（1998）『年金民営化への構想』日本経済新聞社。
- 樫原朗（1992）「年金史」日本年金学会編『年金の理論と実務』社会保険法規研究会。
- 金子宏（1995）『租税法（第五版）』弘文堂。
- 木村陽子（1988）「退職金課税の租税優遇措置について」『季刊社会保障研究』vol.24, No.3。
- 経済企画庁（1999）『新たな基礎年金制度の構築に向けて』大蔵省印刷局。
- 厚生省年金局（1998）『平成9年度 年金白書 21世紀の年金を「選択」する』社会保険研究所。
- 厚生省年金局（1999）『平成11年版 年金白書 21世紀の年金を「構築」する』社会保険研究所。
- 厚生年金基金連合会訳（1997a）『企業年金改革』東洋経済新報社。（OECD, *Private Pensions and Public Policy*, Paris, 1992.）
- 厚生年金基金連合会編著（1997b）『21世紀の企業年金』東洋経済新報社。
- 厚生年金基金連合会編著（1999）『海外の年金制度』東洋経済新報社。
- 小林陸生（1970）『これからの退職金制度』日本労働協会。
- 佐藤進・伊東弘文（1999）『入門租税論—改訂版—』三嶺書房。
- 佐藤英明（1997）「租税優遇措置」『岩波講座 現代の法 8 政府と企業』岩波書店。
- 地主重美（1989）「公的年金と租税」総合研究開発機構税制研究委員会『長期的な税制のあり方に関する研究（第4段階報告）』総合研究開発機構。
- 税制調査会編（1986）『税制の抜本の見直しについての答申』大蔵省印刷局。
- 第一生命ニューヨーク401(k)研究会編著（1998）『401(k)プランのすべて』きんざい。
- 高山憲之（1992a）『ストック・エコノミー』東洋経済新報社。

- 高山憲之（1992b）『年金改革の構想』日本経済新聞社。
- 高山憲之（1998a）「厚生年金の保険料負担問題」『季刊社会保険研究』vol.34,No.2。
- 高山憲之（1999a）「企業年金改革の行方」『経済と労働』‘99・Ⅱ。
- 高山憲之（1999b）「日本版 401k と税制」『税経通信』‘99.11。
- 田近栄治・金子能宏・林文子（1996）『年金の経済分析 保険の視点』東洋経済新報社。
- 田近栄治（1998）「日本の年金改革—『国民共通の基礎年金』と『基礎年金を超える年金の民営化』—」『季刊社会保障研究』vol.34,No.2。
- 橋本俊詔・中居良司（2002）『確定拠出型年金導入に伴う退職金・年金制度の改革案』財務省財務総合政策研究所。
- 田中一穂編（1999）『図説日本の税制』財経詳報社。
- 都村敦子（1984）「高齢化社会の到来と公的年金課税」『週刊社会保障』第 38 卷 1296 号。
- 日本税理士会連合会編（1999）『所得税法規集』中央経済社。
- 日本租税理論学会編（1994）『租税理論研究叢書 4 課税最低限』谷沢書房。
- 野口悠紀雄（1986）「年金に対する課税について」『一橋論叢』第 96 卷第 1 号。
- 野口悠紀雄（1991）『現代日本の税制』有斐閣。
- 橋本恭之（2001）『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会。
- 八田達夫・八代尚宏（1998）『社会保険改革』日本経済新聞社。
- 八田達夫・小口登良（1999）『年金改革論 積立方式へ移行せよ』日本経済新聞社。
- 林宏昭（1999）「年金課税の現状と課題」『総合税制研究』No.7。
- 平野富太郎（1992）「年金本質論」日本年金学会編『年金の理論と実務』社会保険法規研究会。
- 藤田晴（1986）「年金課税の改革」総合研究開発機構税制研究委員会『長期的な税制のあり方に関する研究（第 3 段階報告）』総合研究開発機構。
- 藤田晴（1987）『税制改革』税務経理協会。
- 藤田晴（1989）「企業年金税制の再検討」総合研究開発機構税制研究委員会『長期的な税制のあり方に関する研究（第 4 段階報告）』総合研究開発機構。
- 藤田晴（1992）『所得税の基礎理論』中央経済社。
- 藤田晴（1996）「消費税の福祉目的税化問題」宮島洋編『消費税の理論と課題』税務経理協会。
- 堀勝洋（1984）「公的年金に対する課税について」『週刊社会保障』第 38 卷第 1305 号。
- 堀勝洋（1997）『年金制度の再構築』東洋経済新報社。
- 宮島洋（1994）『租税論の展開と日本の税制』日本評論社。
- 村上清（1978）『退職金・年金の知識』ダイヤモンド社。
- 八代尚宏・小塩隆士（1998）「厚生年金財政の将来とスライド制」『季刊社会保障研究』vol.34,No.2。
- 山崎清（1988）『日本の退職金制度』日本労働協会。

吉牟田勲（1999）「年金課税の現状と問題点」『租税研究』591号。
ライフデザイン研究所（1999）『企業年金白書』各年版。
労働大臣官房政策調査部編（1999）『平成10年版 賃金労働時間制度等総合調査』労務行政研究所。
労務行政研究所（2001）『2001年版退職金・年金事情』
和田勝（1986）「欧米諸国の企業年金制度」『季刊年金と雇用』第5巻第3号。
David F. Bradford and the U.S. Treasury Tax Policy Staff, *Blueprints for BASIC TAX REFORM*, 2nd revised ed., Tax Analysts, 1984.
The Royal Commission, *Report of the Royal Commission on Taxation*, Queen's Printer, 1996.
The Institute for Fiscal Studies, *The Structure and Reform of Direct taxation*, George Allenn & Unwin, 1978.
Richard Goode, *The Individual Income Tax*, Bookings Institution, 1964. (塩崎潤訳 (1976) 『個人所得税：「最良の租税」の研究』今日社。)

総務省統計局「平成11年事業所・企業統計調査 会社企業（全国）編 第6表」
総務省ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/jigyoku/1999/kekka.htm>。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/category/toukei/tokei/menu/syouhi/h13/data/02.pdf>